

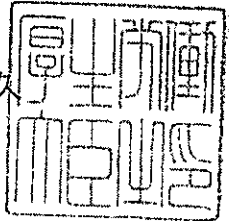
厚生労働省発職雇0224第1号

平成28年2月24日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律の特例関係）」について、貴会の意見を求める。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律の特例関係）

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律の特例

国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略特別区域障害者雇用創出事業（国家戦略特別区域において、中小企業者が障害者の雇用の機会の創出を図る事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域障害者雇用創出事業の実施主体として当該区域計画に定められた有限責任事業組合契約に関する法律第二条に規定する有限責任事業組合（厚生労働省令で定める要件を満たすものに限る。）を、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十五条の三第二項に規定する事業協同組合等とみなして、同法の規定を適用するとともに、同条第三項に規定する実施計画に記載すべき事項を追加することその他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。